

（仮称）子ども条例の項目について（素案）

- ・「総合的な条例」にする。
- ・できるだけわかりやすい規定・文章にする。
- ・行政、関係機関・施設、市民・NPO等の連携が進むようにする。

◆ 前文

* 条例の基本的な考え方

* 子どもや市民へのメッセージ

（西東京市では、子どもの命と人権を守るため、児童虐待防止に向けた取組みや関係機関の連携強化など多くの施策を進めている。

平成 28 年 5 月の児童福祉法改正により、子どもの権利擁護が理念として位置付けられたことを踏まえ、更に取り組みを進めていくためにも本条例を制定する。）

関係法令：児童福祉法（第一条～第三条）

1 総則

(1) 目的

いまと未来を生きる全ての子どもたちが健やかに育つ環境を整えるため。また、その理念を共有するため。

(2) 言葉の意味

本条例上の「子ども」、「育ち学ぶ施設（保育園、幼稚園、学校等）」の定義について

子ども・・・・・・・・18歳未満の人

育ち学ぶ施設・・・子どもを対象とする児童福祉施設、学校その他子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設

(3) 市やおとなの役割

①市の役割

②子どもに関わるおとな・施設等の役割について

家庭・保護者、育ち学ぶ施設、地域・市民、事業者

③関係機関・施設・市民等との連携

④都や国との連携

【案1】 2 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

*どこまで具体的に「子どもの課題」に対応するか？「計画」との関係

(1) 子育て家庭への支援

家庭において安心して子育てできるよう必要な支援に努める。

*合わせて、(2)として、育ち学ぶ施設への支援などを入れる。

(2) いじめへの対応

子どもがいじめを受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努める。

関係条例：西東京市いじめ防止対策推進条例

(3) 虐待への対応

子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努める。

子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組む。

関係法令：児童虐待の防止等に関する法律

*子どもの貧困問題への対応を入れるか？

(4) 健康と環境づくり

子どもが心身ともに健康で過ごせるように安全で良好な環境づくりに努める。

(公園、みどり・自然を求める子どもの意見が多い。)

(5) 子どもの意見表明や参加

子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加できる機会をつくるよう努める。

例：「子ども会議」のような組織を設置する。

必要に応じて、ヒアリングやワークショップを行い子どもの意見を聴くようにする。

*子ども関係施設に言及するか？

園・学校等をどうするか？

(6) 子どもの居場所

子どもが遊び、学び、活動し、自己実現できる居場所づくりに努める。

【案2】 上記2を、以下の2つに分けて規定する。

2 子どもの生活の場での支援と支援者の支援

(1) 家庭への支援

家庭において安心して子育てできるよう必要な支援に努める。

(2) 育ち学ぶ施設への支援

- (3) 地域・住民への支援

3 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

- (1) 虐待への対応

子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努める。

子どもに対する虐待の予防と早期発見に取り組む。

関係法令：児童虐待の防止等に関する法律

- (2) いじめへの対応

子どもがいじめを受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努める。

関係条例：西東京市いじめ防止対策推進条例

- (3) 子どもの貧困問題への対応

- (4) 健康と環境づくり

子どもが心身ともに健康で過ごせるように安全で良好な環境づくりに努める。

(公園、みどり・自然を求める子どもの意見が多い。)

- (5) 子どもの居場所

子どもが遊び、学び、活動し、自己実現できる居場所づくりに努める。

- (6) 子どもの意見表明や参加

子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明し、参加できる機会をつくるよう努める。

例：「子ども会議」のような組織を設置する。

必要に応じて、ヒアリングやワークショップを行い子どもの意見を聴くようにする。

*学校、子ども関係施設などに踏み込むか？

- (7) 子どもの権利の普及

*マイノリティの対応を独自の規定にするか？前文に譲るか？

3 or 4 子どもの相談・救済

- (1) 子どもの擁護委員の設置
- (2) 擁護委員の仕事
- (3) 擁護委員の独立性の確保と活動への協力
- (4) 相談と申立て

- (5) 調査と調整
- (5) 勧告、要請と意見表明と市の機関の対応など
- (6) 見守りなどの支援
- (7) 活動の報告と公表

※既存の相談窓口、要保護児童対策地域協議会、いじめ問題対策委員会との関係性について検討が必要。

4 or 5 推進と検証

(1) 推進計画

条例を推進するための計画を策定する。

※子どもに関する総合的な計画については、すでに「子育て・子育てワイワイプラン」が策定されているため、この計画を条例推進の計画に位置付けることを検討。

その際、プランと条例との関係をできる限り明示する。

(2) 推進体制

①庁内の推進体制

- ・子どもに関する施策を推進していくため、庁内に子ども施策推進本部を設置する。
- ・子ども施策推進本部の役割

子ども施策推進本部は、子どもに関する施策について、庁内連携により対応すべき事項の方向性の決定や調整をはかる。

②啓発

市は、(仮称) 子ども条例について、市民に理解してもらうよう普及啓発に努める。

*行政、関係機関、市民・NPO等との連携を図るため、子どもの実態の把握と「共有」に資する規定を入れるか？

(3) 検証

条例が推進されているか、計画の進捗状況等を検証する必要がある。検証を行う機関を設置し、PDCAを踏まえた仕組みをつくる。

※当市の子ども・子育て施策について検討を行う「西東京市子ども子育て審議会」があるので、その審議会または審議会が設置する専門部会において検証することについても検討。その際、第三者性や専門性等をどう確保するか、あるいは条例にかかわる部分とそれ以外の部分の区別をどうするかなどを検討する必要がある。

5 or 6 雑則

(1) 委任

この条例に定めるもののほか、必要なことは市長が別に定める。